

今日はお魚！ロゴマーク使用規約



1 「今日はお魚！」ロゴマーク制作の経緯

本ロゴマークは、「北海道もっと食べようお魚協議会」において取りまとめた「今日はお魚！」提言書の趣旨に鑑み、北海道において魚の消費拡大を目指す取組を連携して実施していることを示すシンボルマークとして(株)インサイトにおいて制作したものです。

2 「今日はお魚！」ロゴマークの利用範囲

北海道において魚の消費拡大の取組を行う団体等がその活動を PR するために作成する印刷物・ホームページ・番組等で利用可能です。

但し、「北海道もっと食べようお魚協議会」構成員及び道内市町村・漁業協同組合（以下「協議会構成員等」という。）以外が使用する場合には、「使用申込書」を提出願います。

3 「今日はお魚！」ロゴマークの使用基準

このロゴマークは北海道において魚の消費拡大に携わる全ての方が無料で使用できることを原則としています。次の各事項に留意して、積極的に活用してください。

- ロゴマークの利用に関する窓口は北海道水産林務部水産局水産経営課が行いますが、(株)インサイトの許可無く本ロゴマークを商標又は意匠として使用・登録することはできません。
- ロゴマークは、マニュアルの各パターンのいずれかを使用されるようお願いいたします。
- 次の場合はロゴマークを使用することができません
 - ◇特定の商品の名称として利用する場合
 - ◇特定の政治活動や宗教活動に関するものと認められる場合
 - ◇公序良俗に反すると認められる場合
 - ◇北海道の水産物イメージを著しく損なうなど、不相当と認められる場合
 - ◇ロゴマークの使用趣旨及びこのマニュアルに反すると認められる場合
- 使用申込書の提出があった際に、上記の規定に抵触すると認められる場合は、使用をお断りすることがあります。
- 不適正な使用が確認された場合は、期間を定めてその使用者に対して改善を促し、期間内に改善されない場合は、不適正な使用例として公表し、ロゴマークの使用停止又はロゴマークの使用に係る商品の回収を求めることがあります。この場合、使用停止による損害及び逸失利益について北海道及び(株)インサイトは一切の責任を負いません。また商品の回収費用は、使用者の負担とします。

- ロゴマークを使用する場合には、別紙様式により申し込みしてください。使用の申し込みに要する費用は使用者の負担とします。（協議会構成員等が使用する場合には、申し込みは不要です。）
- ロゴマークの使用にあたって生じた損害及びトラブルに関して、北海道及び（株）インサイトは一切の責任を負いません。

お問い合わせ・申込先

北海道水産林務部水産局水産経営課水産食品振興グループ

〒060-8588 札幌市中央区北3条西6丁目

電話 011-204-5466

FAX 011-232-8904

メール suirin.suikei1@pref.hokkaido.lg.jp